

策定年度 (策定年月日)	令和7年度 (令和7年8月7日)
計画期間	令和7年度～令和11年度

農村地域への産業の導入に関する実施計画書  
柳瀬地区

令和7年8月

熊本県球磨郡相良村

# 目 次

前 文	1
第1 産業導入地区の区域	2
1 産業導入地区の名称	2
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	2
3 産業導入地区の区域の設定の考え方	3
4 産業導入地区の地目別面積	4
5 地域開発、土地利用計画諸法との関係	5
第2 導入すべき産業の業種及び規模	7
1 導入すべき業種	7
2 選定理由	8
3 導入すべき産業の規模	9
第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	10
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	11
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	11
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み	12
3 認定農業者等の育成	13
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	15
1 過去に造成された工業団地等の活用可能性	15
2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項	15
第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	18
1 施設の整備等	18
2 定住等及び地域間交流の条件の整備	19
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	20
1 労働力の需給の調整	20
2 農業従事者の産業への就業円滑化対策	20
第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な 農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	21
1 農業生産基盤及び農業施設の整備	21
2 担い手の育成・確保	21
第9 その他必要な事項	22
1 企業の撤退時のルール等について	22
2 実施計画のフォローアップについて	22

## 添付図面

- 別紙－1 産業導入地区の所在、地番、面積等
- 別紙－2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況
- 別紙－3 主な既存企業の概要
- 別紙－4 立地条件表
- 別図－1－① 産業導入地区位置図
- 別図－1－② 集成図写(柳瀬地区)
- 別図－2 農業振興地域土地利用計画図
- 別図－3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図
- 別図－4 主な既存企業の位置図

## 参考資料

- 土地利用計画平面図 柳瀬地区

## (前 文)

相良村は、熊本県の南部、人吉盆地のほぼ中央に位置し、村の中央部には、日本三急流のひとつであり、村の象徴でもある球磨川の支流「川辺川」が北から南に貫流している。北部は、標高 400m～1,300m の山岳が連なる山林地帯であり、南部は、平野が拓けた農耕地帯となっている。村の総面積は 94.54 ㎢ で、地目別には、農地 8.13 ㎢ (8.61%)、宅地 1.92 ㎢ (2.02%)、山林・原野 69.95 ㎢ (73.99%)、その他 14.54 ㎢ (15.38%) で構成され、そのほとんどが山林で占められている。

平均気温は、16.1℃ と、1 年を通して温暖でおだやかな気候であるものの、近年の気候変動の影響で、夏季は 35℃ 以上の猛暑日が続き、冬季は最低気温が氷点下になる日も多い。また、降水量は年間平均 2,700 mm 前後で、近年では集中豪雨の回数が増加しており、年間降水量も増加傾向にある。

本村における農業は、米・茶・たばこ・メロン・いちごなど様々な農産物が生産されており、村政発展に欠かせない基幹産業であるが、社会経済構造の変貌により、販売農家数に占める兼業農家数の割合は、58.1% (2020 年農林業センサス) と過半数の農家が兼業農家となっており、農業人口は高齢化が進む状況の中、徐々に減少し、農業労働力も大きく低下してきている。

こうした中、本村においても、農林業振興に向け、国の施策を最大限生かすとともに、村独自の支援も織り交ぜながら、第 6 次相良村総合計画と、相良農業振興地域整備計画書、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った農業・農村の振興策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、第 6 次相良村総合計画(実施計画)では、「10 年後への贈り物となる総合計画」をコンセプトに目指す未来を 6 つの基本構想にまとめ、雇用に関しても積極的な企業誘致や既存の企業との連携を図りつつ、雇用の場を確保することとしている。村内に安定的な優良企業があることで、第 2 次産業・第 3 次産業の活性化のみならず、農業従事者(兼業)や若年者にとって魅力ある就業機会を確保することができ、認定農業者をはじめとする担い手への農地の利用集積の促進にも繋がることから、新たな産業導入地区の導入に向けて積極的な対応を図ることとしたものである。

以上のことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条に基づき、新たに実施計画を策定し、農業と産業との均衡ある発展を目指すものとする。

この実施計画の計画期間は、令和 7 年 8 月から 5 か年間とし、令和 11 年度までに産業の導入の目標を達成する。

## 第 1 産業導入地区の区域

### 1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地の名称	備考
柳瀬地区	柳瀬農産団地	新設

柳瀬農産団地を新設する。

### 2 産業導入地区の所在、地番、面積等

・柳瀬地区

所在地：熊本県球磨郡相良村大字柳瀬字天子879番地外2筆 面積：4,804.00㎡

柳瀬地区の地番表明細は別紙-1、位置は別図-1のとおりである。

### 3 産業導入地区の区域の設定の考え方

#### (1) 新規地区（柳瀬地区）

新規地区の候補地の選定に際しては、以下の内容により行った。

##### ①周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向

本村では、「川辺川魅力創造事業」として川辺川沿いの交流拠点施設整備を進めていることや広大な高原台地を有していることなどから、今後、地域資源（自然等）を活かした産業の立地が期待できる。また、川辺川ダム建設に伴う関連企業の立地・設備投資の動きも期待される。

##### ②市場への近接性

新規地区は、地域資源（自然等）を活かした産業を行うにあたっては、川辺川にも近く主要道からのアクセスも良好である。

##### ③交通インフラの整備状況

新規地区は、県道 33 号人吉水上線に近接しており、九州縦貫自動車道人吉 IC へのアクセスも容易であり、交通利便性が高い地区である。

##### ④周囲の企業の立地動向

近年、積極的な立地の動きはないものの、今後、川辺川ダム建設等に伴う企業立地の可能性を秘めている地域であり、地域資源（自然等）を活かした産業の立地の動きが見られる。

##### ⑤村内で設定されている他の産業導入地区の区域における土地利用の状況

既存の産業導入地区はすべてが導入済みであり、新規導入企業の立地条件を満たすことができない。

上記の結果を踏まえて、柳瀬地区を新たな産業導入地区として選定した。

#### 4 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別)

(単位：㎡)

地区名	農地等						宅地・その他						合計	
	田	畑			採草放牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他		計
		普通畑	樹園地	草地										
柳瀬	4,804.00					4,804.00							0	4,804.00
計	4,804.00					4,804.00							0	4,804.00

(用途区分別)

(単位：㎡)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
柳瀬	4,804.00	—	—	—	4,804.00

## 5 地域開発、土地利用計画諸法との関係

### (1) 地域開発法等の指定

#### 【柳瀬地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計 画
⑤. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	⑦. 過疎地域	8. 都市計画 (線引・非線引)
⑨. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

### (2) 土地利用基本計画関係

#### 【柳瀬地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	②	3	4	5	6

※熊本県土地利用基本計画（令和7年（2025年）5月一部改訂）による

### (3) 都市計画関係

#### 【柳瀬地区】

#### (計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	4	5	6	7	⑧

#### (4) その他

##### ①都市計画区域及び用途地域の範囲及び指定年月日

該当なし

##### ②農地転用に関する調整の結果の状況

相良村農業委員会 令和7年5月22日協議にて調整済

##### ③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

- ・農業振興地域指定年：昭和45年度
- ・農業振興地域整備計画見直し年：平成27年度
- ・農業振興地域面積：3,153ha、農用地区域面積：1,177ha
- ・範囲：別図-2のとおり

##### ④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

- ・別紙-2及び別図-3のとおり。

なお、産業導入地区は、「新地域農業生産総合振興対策事業（昭和62年事業完了）」が行われているが、すでに事業完了後8年以上を経過している。

##### ⑤周辺における既存企業の立地状況

- ・別紙-3及び別図-4のとおり

##### ⑥開発許可を受ける見込み及びその日程

- ・該当なし

##### ⑦立地条件表

- ・別紙-4のとおり

## 第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和11年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

### 1 導入すべき業種

#### 【柳瀬地区】

大分類	中分類	小分類
漁業	水産養殖業	内水面養殖業

## 2 選定理由

業種の選定にあたっては、農村地域の住民が永続的に居住できるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他の産業への就業機会を選択肢の1つとして創出する必要がある。常用雇用が期待される多くの業種の中で、地域農業をはじめとする既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種について、本村の施策方針との整合性を図ったうえで選定した。

### (1) 安定した就業機会の確保と雇用構造の高度化

農業者の雇用につながるよう、漁業などの業種に絞るなど、地域の実情を踏まえたうえで選定するものとする。

就業が円滑に行われるよう、所得の向上に努めるものとし、特に小規模経営農家、離農した農家及び高齢農業者等が容易に就業し、継続できる業種として導入するものとする。

### (2) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

産業導入地区に立地する企業は、公害防止及び環境保全と併せて、周辺環境との調和に努めることとする。

企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて環境関連の法・条例に基づく届出や公害防止に関する協定の締結を行うこととする。

また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、廃棄物処理法等の関係法令や県条例等を遵守するものとする。

### (3) 立地ニーズや事業の実現見通し

近隣において令和2年7月豪雨災害に伴う球磨川水系緊急治水対策プロジェクトのひとつである「柳瀬遊水地」事業の実施が進められている。それに伴い、地域資源を活かした産業の導入について、立地企業と協議した結果、事業実現に向けて具体的な見通しが立ったと判断した。なお、地域農業への影響については、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることなどから、安定的に従業員を確保することができ、地域の活性化に繋がると考えられる。

### 3 導入すべき産業の規模

#### 【柳瀬地区】

産業の業種	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	人	人	百万円	百万円
04 水産養殖業	1	4,804			5	2	7	10	-
	計	4,804	0	4,804	5	2	7	10	-

### 第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和11年度までに就業する農業従事者(その家族を含む、以下同)は、次のとおりとする。

#### 【柳瀬地区】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
04 水産養殖業	1	人 2	人 1	人 3	40.0	50.0	42.9
計	1	2	1	3	40.0	50.0	42.9

## 第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和11年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

### 1 農業、農業従事者の現状・見込み

区 分	農家数 (戸)	販売農家数 (戸)	農業経営体 実人数 (人)	農業従事者数 (人)
令和2年 (現 状)	444	285	950	739
令和11年 (見込み)	355	228	760	591

注：現状は2020農林業センサスによる

## 2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み

認定農業者、認定新規就農者及び集落営農(以下「認定農業者等」という。)の育成・確保にあたっては、以下の取組を実施する。

新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた取組としては、熊本県農業経営・就農支援センターや農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報の提供を行う。

また、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後の状況等を共有しながら、巡回指導や、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県農業経営・就農支援センター、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合、相良村認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

区 分	認定農業者	認定新規 就 農 者	集落営農
令和7年 (現 状)	経営体 80	経営体 1	集落営農 3
令和11年 (見込み)	82	2	3

注：相良村農林振興課資料による（令和7年3月末時点）

### 3 認定農業者等の育成

#### (1) 認定農業者等への農用地の利用の集積に関する計画

当該計画地の南部では、令和2年7月豪雨災害を契機とした国による遊水地整備(約10ha)が進められており、農用地面積も大きく減少することから、農地利用集積の積極的な推進により農業振興を図っていくことが重要である。併せて、近隣地区で計画されている農地の区画整理の早期実現に向けた取り組みの強化を図る。

農地の利用集積を進めるにあたっては、本村は、農業委員会、農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

なお、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

また、農業委員会、球磨地域農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相良村担い手育成支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、相良村は、このような協力の推進に配慮する。

(単位：ha)

区分	農用地面積 ①	認定農業者等への農用地の利用集積面積				認定農業者等及び基本構想水準達成者への利用集積率(%) ②/①
		所有面積	利用権設定	特定農作業受託	計 ②	
令和7年 (現 状)	1,177	233	183	20	436	37
令和11年 (目 標)	1,170	242	189	21	452	39

注：相良村農林振興課資料及び担い手の農地利用集積状況調査による(令和7年3月末時点)

## (2) 村内農業者の経営規模

本村では、米、茶、たばこ、メロン、いちごなど様々な農作物が生産されており、特に茶は、県下でも有数の産地を形成するに至っている。

今後も各農家の経営規模の維持のため、地域としてさらなる産地化に向けた取り組みを推し進め、農業発展を図るものとする。

(単位：経営体、a)

目標経営類型 (作目構成)	営農類型	認定農業者の数	経営規模
		令和7年 現在	令和7年 現在
単一経営	①稲作	2 経営体	1,157a
	②工芸作物	19 経営体	11,859a
	③露地野菜	1 経営体	500a
	④花き・花木	1 経営体	745a
	⑤酪農	1 経営体	350a
	⑥肉用牛	6 経営体	10,207a
複合経営		59 経営体	36,064a

注：相良村農林振興課資料による（令和7年3月末時点）

## (3) 生産組織の育成

生産組織については、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

## 第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

### 1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

#### (1) 過去に造成された工業団地及びその周辺の活用可能性

既存の工業団地（平原工業団地）については、木材関係の企業が立地しており、すべて完売している。

#### (2) 再生利用が困難な荒廃農地等の活用の可能性

本村における荒廃農地は約 131,000 m<sup>2</sup>、遊休農地は約 12,667 m<sup>2</sup>、全体で約 143,667 m<sup>2</sup>（令和7年3月末日時点）となっているが、村域に散在しており、まとまった用地を確保することは困難である。

### 2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

#### (1) 農用地区域外での開発を優先すること

##### ① 既存の産業導入地区内について

既存の産業導入地区（平原工業団地）には産業導入未決定地は存在せず、すでに導入を完了している。

##### ② 都市計画法における工業系用途地域及び工業系用途以外の用途地域について

該当なし

##### ③ 農業振興地域以外の地域について

本村では、総面積 9,454ha の約 33.3%にあたる 3,153ha が農業振興地域に指定されている。農業振興地域以外の地域としては、大字川辺以北に広がる山林地帯約 6,301ha となっており、本村の平坦部のほぼ全てが農業振興地域に指定されているため、農業振興地域以外での開発は困難と考えられる。

##### ④ 農業振興地域内の農用地区域以外の地域について

本村の農業振興地域の総面積のうち、農用地区域外の土地は 1,976ha であり、その内訳は農業用施設用地 49ha、森林原野 1,364ha、その他 563ha である。農業振興地域内の農用地区域以外の地域は、山間部及び集落の周辺部にわずかに散在するのみで、今回の計画施設の立地が可能な面積を確保できる土地はない。

以上のとおり、農用地区域以外において検討を行ったが、いずれも十分な面積が確保できないことから、やむを得ず、農用地区域内において区域を設定することとなった。

## (2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

産業導入地区は、北西側及び北東側が農道、南東側が用悪水路、南西側が水田に接している。北東側は、崖地に囲まれた地形であり、小規模な農用地の集団の一部であるとともに、将来にわたっても農地の拡張性は低い。また、周辺には鳥獣の潜み場となる山林や河川敷が広がっており、鳥獣被害が頻発するなど、効率性の高い区域ではなく、営農上の影響は少ないものと考えられる。

これらの理由から、今後の農業基盤整備事業や農地流動化施策を含めて、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。

### ①高性能機械による営農への支障、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への影響可能性

産業導入地区においては、高性能機械による営農及び農地中間管理事業等の農地流動化施策に該当せず、影響は発生しない。

### ②農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への影響可能性

産業導入地区においては、農業者の経営上大部分を占めるのは同地区以外の耕作地等で実施する水稻などのため、影響は少ない。

### ③農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる影響

- (a) ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生可能性

産業導入地区内にため池、土留工、防風林等はなく、災害の発生可能性は少ない。

- (b) 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による排水停滞、汚濁水の流入など、周辺の土地改良施設の機能に支障が生じる場合

- (7) 産業導入地区に企業が立地し、用水を取得する場合は、基本的に井戸水を使用する計画であり、農業用水を使用することはない。
- (イ) 立地企業から排水される水については、水質汚濁防止法による排水基準及び関連する条例等を遵守し、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行う。
- (ウ) 農業用排水路については、村建設課及び農林振興課と十分協議を行い、排水の機能を維持するため、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはない。

- (エ) 地区内の農道の廃止はないため、農作業に支障が出ることはない。
- (オ) 産業導入地区には、農地中間管理権が存続する農用地は区域に含まれていない。

(c) 産業導入地区で実施が予定されている、実施中である、又は完了した土地改良事業等の状況及び産業導入地区として位置付けることの是非についての調整結果

産業導入地区には、農業生産基盤の整備開発として「新地域農業生産総合振興対策事業(受益面積 5.9ha 昭和 62 年事業完了)」が実施されているが、すでに事業完了後 8 年以上を経過している。

### (3) 面積規模が最小限であること

今回新設する区域は、企業動向及び事業者とのヒアリング等により、立地ニーズを踏まえた区域面積を設定しており、必要最小限の面積である。

### (4) 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと

前述の「新地域農業生産総合振興対策事業(昭和 62 年事業完了)」については、事業完了後すでに 8 年以上が経過しており、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和 44 年 5 月 24 日 44 農地 A 第 826 号農林事務次官通知)」による補助金返還には該当しない。

### (5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

産業導入地区には、農地中間管理機構関連事業の農地流動化施策に該当する農用地は含まれていない。

## 第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

### 1 施設の整備等

#### (1) 産業基盤の整備

##### ① 産業の立地・導入に必要な用地

- ・ 目標年次までに施設用地として確保すべき面積：4,804.00 m<sup>2</sup>
- ・ 調達の方法：所有権移転
- ・ 事業主体：立地企業
- ・ 用地買収：令和7年8月～（予定）
- ・ 造成年次：令和7年12月～（予定）
- ・ 運用開始：令和8年12月～（予定）

##### ② 道路等の整備

産業導入地区への進入路は、計画地北東側の道路を利用するものとし、利用者の安全確保に努めるとともに、道路改良も視野に入れ利用の向上を図る。

##### ③ その他

用水等については、前述のとおり、基本的には井戸水を使用し、農業用水を使用することはない。

排水については、水質汚濁防止法による排水基準及び関連する条例等に定める基準を遵守し、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行ったうえで、隣接する農業用排水路を利用して排水河川へ放流する。

#### (2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

##### ① 技術者の確保・育成

人材確保に向けて、商工関係機関との連携を強化するとともに、村内の水産養殖業などとの連携を図るものとする。

##### ② 研究開発・技術開発の推進

研究開発・技術開発による地域活性化の推進に向け、商工関係機関と情報交換を行うなど連携を図る。

## 2 定住等及び地域間交流の条件の整備

### (1) 定住人口の確保に向けた住環境の整備

本村の「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「時代にあった環境をつくり、安心な暮らしを守るとともに、新たな人の流れをつくる」ことも政策目標に掲げており、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指して、地域の課題に行政と住民が一体となって取り組み、村の特性を活かした地域の魅力づくりを進め、定住人口の確保を図るものとする。

### (2) 地域間交流の条件の整備

産業導入地区における隣接地域との交流促進に向けては、協議会等の設立などを検討するなどして、率先して地域間交流を図る。

### (3) 生活基盤インフラの整備

住民が快適に利用できる道路環境を作り、村の活性化を図るため、村民生活に密着した生活道路や、関係者が利用しやすい産業導入地区への連絡道路等の整備を検討する。

また、災害から村民の生命・財産を守るため、県や国と連携し、令和2年7月豪雨等を踏まえた防災・減災のむらづくりにも努める。

## 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

### 1 雇用情報の収集及び活用

- ・相良村農業委員会、球磨地域農業協同組合との協力体制を確立し、農地の流動化、農業の近代化に伴う省力化により、就業が期待できる60才未満の離農希望者等を把握し、関係機関の協力を得て、各種就業支援制度の充実と活用に努めるものとする。

### 2 農業従事者等への就業紹介等の充実

- ・農業従事者がその希望に応じて就業できるよう、村と相良村農業委員会、球磨地域農業協同組合、熊本県地域共同就職支援センター等と連携し、職業相談を行う。

## 第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

### 1 農業生産基盤及び農業施設の整備

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度 (予定)
県営並木野井沢地区土地改良事業	区画整理	県	178.6	4,000	令和9年度
県営相良地区土地改良事業	管水路の改修	県	93.2	1,345	令和7年度

### 2 担い手の育成・確保

本村における農業生産の基盤の整備に向けて、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、農業経営基盤強化促進法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、地域計画に位置付けた担い手への集積・集約化を積極的に進めつつ、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 第9 その他必要な事項

### 1 企業の撤退時のルール等について

#### (1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の跡地の迅速な有効活用について

将来においてやむを得ず撤退があった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反することのないよう、村と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。万一契約の達成が困難な場合には、速やかに村と協議を行うものとする。

#### (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の実施計画の変更等について

将来企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、村と立地企業が連携し、跡地の有効活用の方策について検討したうえで、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

### 2 実施計画のフォローアップについて

#### (1) 実施する項目について

フォローアップに際しては、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策のほか、企業撤退時のルールづくり、体制等についても確認を行う。

#### (2) 実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の策定を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。なお、具体的なフォローアップする項目については以下に記載する。

##### ① 土地利用の調整の状況

導入企業との密な情報交換を行う。

##### ② 導入産業の業種及び規模等の概況

導入企業との密な情報交換を行う。

##### ③ 農業従事者の就業の状況

導入企業への聞き取り調査。

##### ④ 農業構造の改善の状況

農業関係団体への聞き取り調査を行う。

#### (3) 達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態と乖離した実施計画が長期に亘って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討する。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の用地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

### 3 地域の営農継続への配慮

産業導入地区の区域には、認定農業者等の農用地は含まれておらず、代替地の必要性は高くないものの、農業従事者から代替地のあっせんの申し出を受けた場合は、申し出に係る措置を行うなど営農継続の支援に努める。

### 4 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努める。

### 5 遊休地解消に向けた取組み

再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図る。

### 6 環境等への配慮

産業の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。また、交通量の増加に伴う大気汚染、騒音、振動等について配慮するとともに、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

## 別紙－1 産業導入地区の所在、地番、面積等

### 【柳瀬地区】

所在			地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
相良村	柳瀬	天子	879	田	田	2,578.00	
〃	〃	〃	880	田	田	549.00	
〃	〃	〃	881	田	田	1,677.00	
(3筆)						4,804.00	

田	4,804.00
合計	4,804.00

## 別紙ー 2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定) 年度	対図 番号
国営川辺川土地改良 農地造成事業	3.82	—	農地造成 2.11 ha	国	H12	1
国営川辺川土地改良 農地造成事業	12.82	—	農地造成 11.1 ha	国	H元	2
国営川辺川土地改良 農地造成事業	4.36	—	農地造成 3.85 ha	国	S63	3
県営川辺地区圃場整 備事業	78.7	700,000	区画整理 81.6 ha	熊本県	S57~H元	4
農業構造改善事業 (第1次)	15.5	10,300	区画整理 15.5 ha	川村飛行 場土地改 良区	S38~40	5
農業構造改善事業	30.6	39,493	区画整理 30.6 ha	相良村	S40~42	6
農業構造改善事業	5.57	1,390	区画整理 5.57 ha	相良村	S42	7
畑地帯総合整備事業 (畑)	20	41,000	区画整理 20 ha	相良村	S42~45	8
団体営圃場整備事業 (田)	34	81,356	区画整理 34 ha	相良村	S43~45	9
団体営圃場整備事業	26.8	203,900	区画整理 30.8 ha	相良村	S53~58	10
団体営圃場整備事業	22	174,600	区画整理 25.1 ha	相良村	S55~60	11
団体営圃場整備事業	24.3	268,000	区画整理 32 ha	相良村	S55~61	12
新農業構造改善事業	4.6	59,170	区画整理 4.1 ha	相良村	S61~62	13
新地域農業生産総合 振興対策事業	6.2	3,880	区画整理 5.9 ha	相良村	S61~62	14
共同施行営事業	6.25	18,000	区画整理 6.25 ha	相良村	S50~51	15
県営ふるさと農道緊 急整備事業	—	283,250	農道整備 L=1,350m	熊本県	H6~12	16
単県農業農村整備事 業	—	42,380	農道整備 L=355m	相良村	H7~9	17

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定) 年度	対図 番号
団体営農道整備事業	—	8,126	農道整備 L=815m	相良村	S53	18
団体営農道整備事業	—	30,908	農道整備 L=625m	相良村	S55～56	19
中山間地域総合整備 事業	1.49	15,664	区画整理 0.89 ha	相良村	H12～13	20
中山間地域総合整備 事業	2.64	53,469	区画整理 2.38 ha	相良村	H12～14	21
中山間地域総合整備 事業	3.97	25,504	区画整理 3.97 ha	相良村	H13～16	22
中山間地域総合整備 事業	2.43	60,379	区画整理 1.83 ha	相良村	H11～13	23
中山間地域総合整備 事業	5.18	74,977	区画整理 4.55 ha	相良村	H13～15	24
中山間地域総合整備 事業	4.87	102,391	区画整理 4.30 ha	相良村	H12～14	25
新農業構造改善事業	—	204,348	農道整備 L=983m	相良村	H10	26
生活環境基盤整備事 業	—	60,301	農道整備 L=296m	相良村	H10～12	27
県営土地改良事業 (経営体育成基盤整 備事業) 柳瀬地区	55	847,000	区画整理 55 ha	熊本県	H12～17	28
高原地区ふるさと農 道整備事業	—	110,024	農道整備 L=3,300m	相良村	H15～18	29
朝ノ迫地区排水路整 備工事	—	54,926	排水路工 L=842.3m	相良村	H16～18	30
高原地区排水路整備 工事	—	51,600	排水路工 L=490.7	相良村	H20～21	31
農業体質強化基盤整 備促進事業(農業用 排水施設) 実地区	—	83,138	排水路工 L=848m	相良村	H23～24	32
農業基盤整備促進事 業(棚葉瀬地区排水 路整備工事)	—	62,000	排水路工 L=415m 用排水路工 L=各60m	相良村	H25	33

### 別紙ー 3 主な既存企業の概要

No.	企業名	所在地	主要製品等
①	(株)人吉素材流通センター	相良村柳瀬 3451-18	木材集荷・選木・販売
②	(有)太興	相良村柳瀬 3451-20	刃物製造・卸売
③	多良木プレカット協同組合	相良村柳瀬 3451-11	特殊材・造作材加工、住宅建材販売等
④	球磨川流域林業事業協同組合	相良村柳瀬 3451-22	木材生産等
⑤	協同組合人吉木材工業団地	相良村柳瀬 3451-22	燃料用木材チップ生産等
⑥	(有)尾方製材所	相良村柳瀬 3451-15	木製材
⑦	サガラテック(有)	相良村柳瀬 3451-16	自動車部品の製造
⑧	中園化学(株)人吉リネン工場	相良村柳瀬 985-66	クリーニング
⑨	(株)エース産業	相良村柳瀬 985-36	落石対策関連工事
⑩	(有)増田電設工業	相良村柳瀬 813-6	電気工事等
⑪	生駒水産(有)	相良村柳瀬 745	鮎の生産・販売及び鮎の加工・販売
⑫	丸昭建設(株) 砕石・運輸部	相良村柳瀬 821-18	砕石製造
⑬	ヤマックス人吉工場	相良村柳瀬 822-40	コンクリート製品の製造・販売

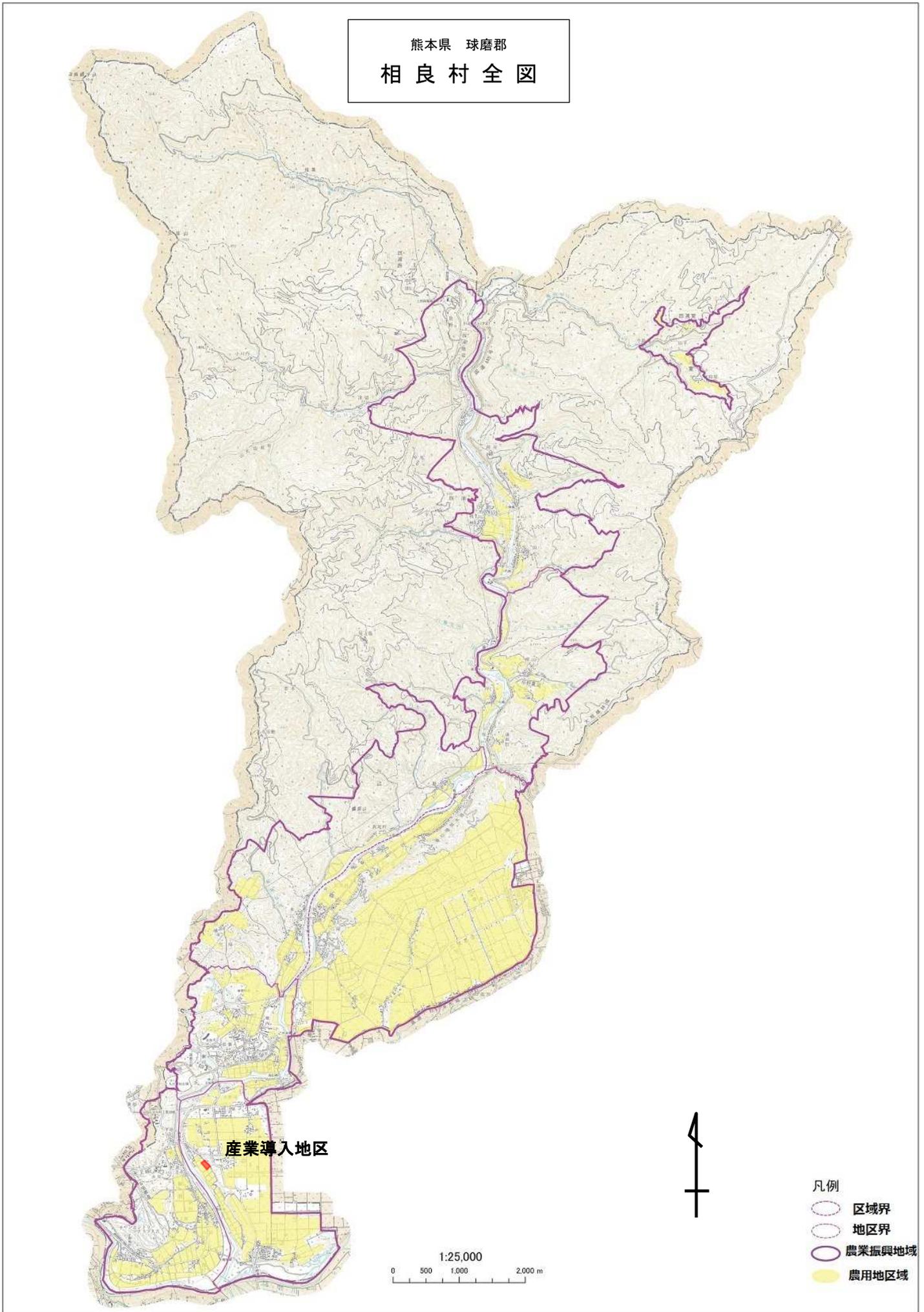
# 別紙－4 立地条件表

【柳瀬地区】

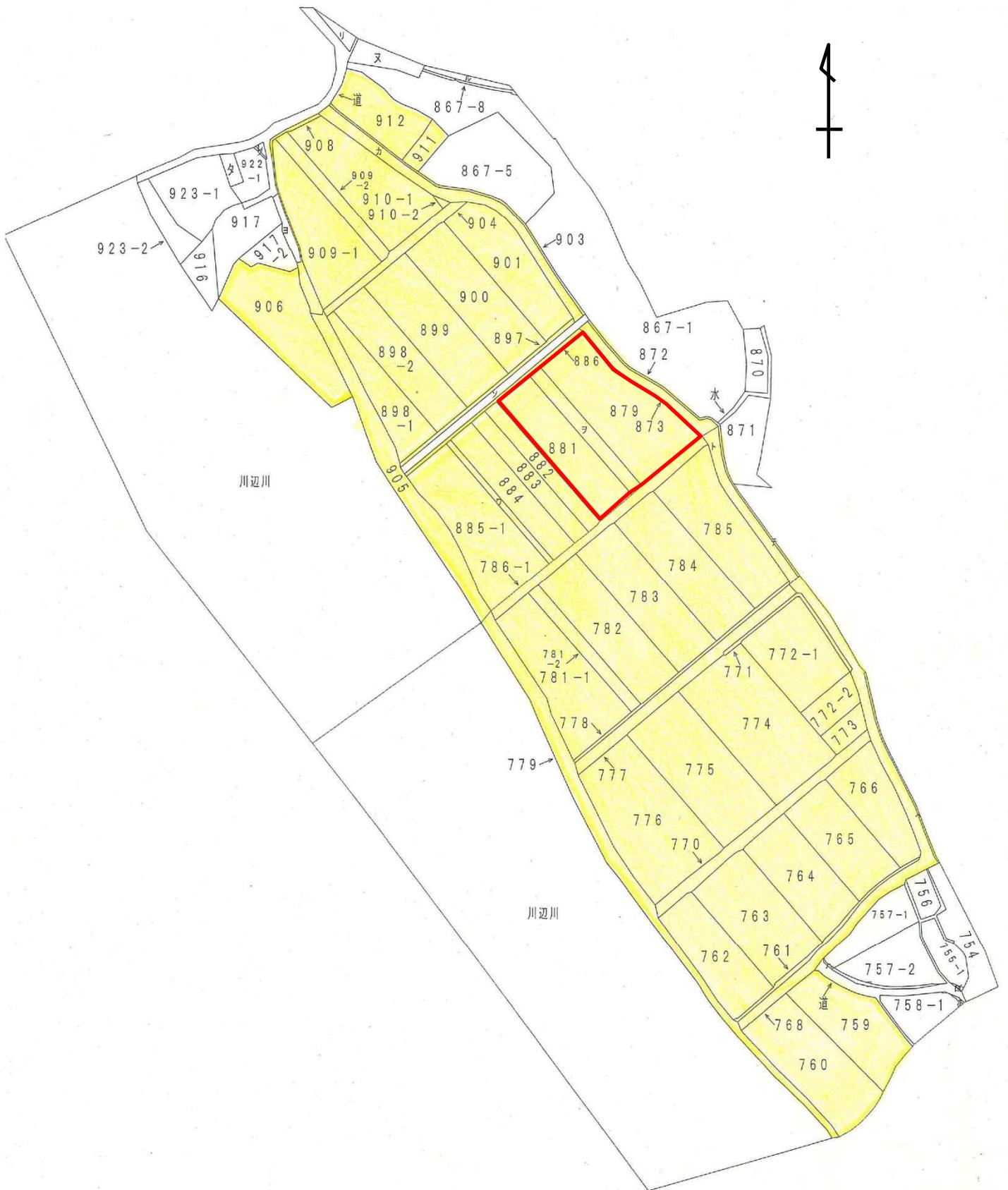
立地条件表				令和7年4月調査				
産業導入地区の名称		柳瀬地区						
造成区分	1 造成済	2 造成中	3 計画有	④非造成	(造成実施主体名)			
売却可能面積				4,804 m <sup>2</sup>	立地企業			
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	(主たる土地所有者名)			
売却(予定) 価格	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	地権者 2 名 (相続人を除く)			
地盤・地質	(1) 地質 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 種</span> (2) 地耐力(N値) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> (3) 杭打可能な地盤までの深さ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> m							
用水・排水条件	(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず 利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む) <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> </table>				可	否	1	②
可	否							
1	②							
	(2) 工業用水道が利用できる場合 工業用水道事業名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 利用可能年月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年 月</span> 価格 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 円/m <sup>3</sup> (A) 使用可能量(余裕水量) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> m <sup>3</sup> /日							
	(3) 地下水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> (B) 取水可能量(安全揚水量) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> m <sup>3</sup> /日							
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> (水源名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> (C) 既得水利権を控除した取水可能量 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> m <sup>3</sup> /日							
	(5) 淡水取水可能量 ((A) + (B) + (C) 合計水量) (D) 淡水取水可能量 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> m <sup>3</sup> /日							
	(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む) 上水道事業名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 利用可能年月日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 価格 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 円/m <sup>3</sup> 使用可能量(余裕水利用) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> m <sup>3</sup> /日							
	(7) 排水条件 種別 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 種 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 排水先 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 水域名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>							

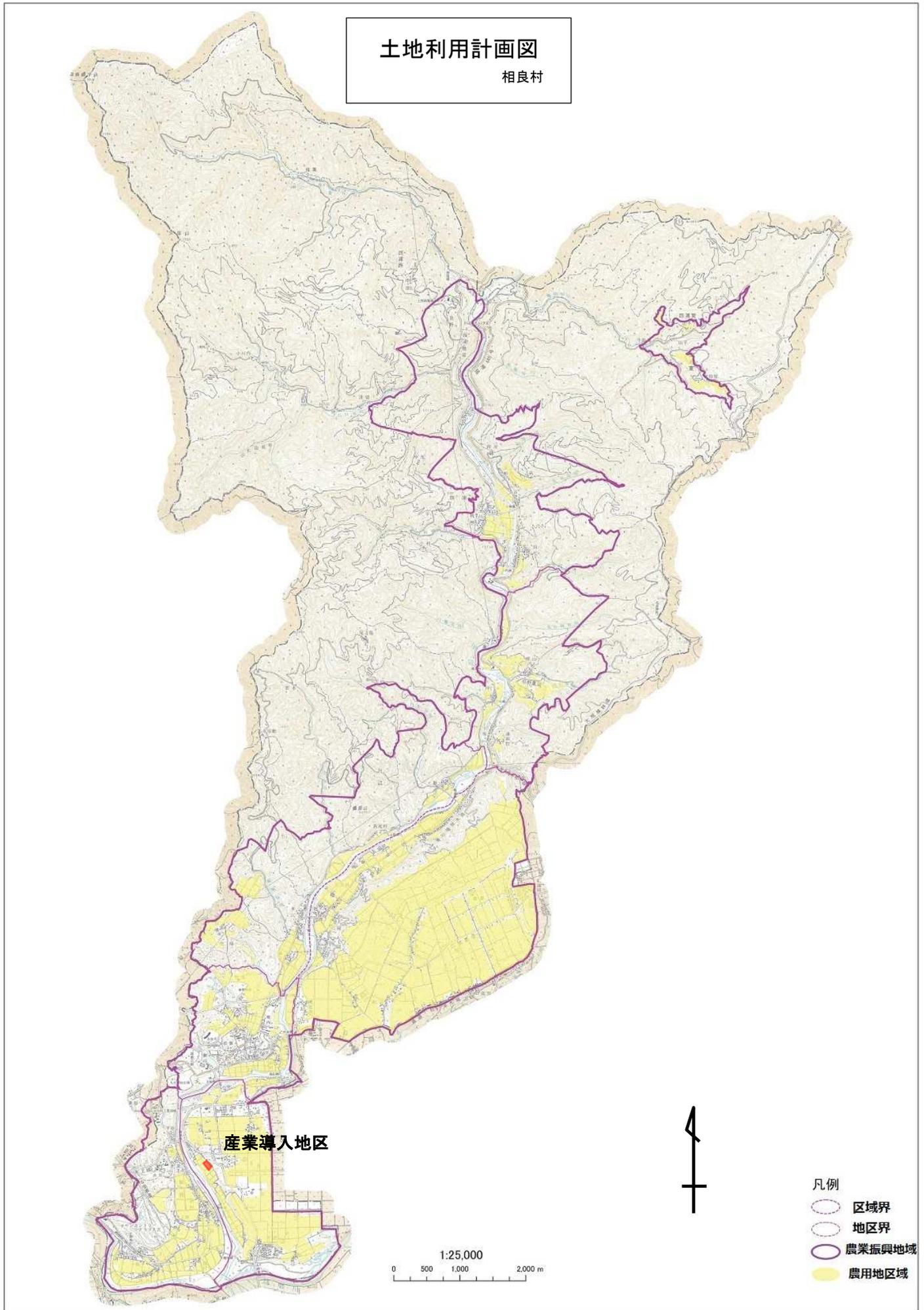
輸送条件	<p>(1) 主要道路への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">県道 33 号 (人吉水上線) まで</td> <td style="width: 40%;">550m</td> </tr> <tr> <td>九州自動車道 人吉 IC まで</td> <td>3,800m</td> </tr> </table> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(鉄道名・線名)</td> <td style="width: 30%;">(駅名)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>新幹線駅</td> <td>九州新幹線 新八代駅</td> <td>46,000m</td> </tr> <tr> <td>通勤駅</td> <td>くま川鉄道 肥後西村駅</td> <td>3,600m</td> </tr> </table> <p>専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">可</td> <td style="width: 50%;">否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">最寄港湾埠頭(公共埠頭)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">(水深)</td> </tr> <tr> <td>(港名)</td> <td>熊本港</td> <td>84,000m 7.5m</td> </tr> </table> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(港名)</td> <td style="width: 70%;">阿蘇くまもと空港</td> <td>90,000m</td> </tr> </table>	県道 33 号 (人吉水上線) まで	550m	九州自動車道 人吉 IC まで	3,800m	(鉄道名・線名)	(駅名)		新幹線駅	九州新幹線 新八代駅	46,000m	通勤駅	くま川鉄道 肥後西村駅	3,600m	可	否	1	②	最寄港湾埠頭(公共埠頭)		(水深)	(港名)	熊本港	84,000m 7.5m	(港名)	阿蘇くまもと空港	90,000m
県道 33 号 (人吉水上線) まで	550m																										
九州自動車道 人吉 IC まで	3,800m																										
(鉄道名・線名)	(駅名)																										
新幹線駅	九州新幹線 新八代駅	46,000m																									
通勤駅	くま川鉄道 肥後西村駅	3,600m																									
可	否																										
1	②																										
最寄港湾埠頭(公共埠頭)		(水深)																									
(港名)	熊本港	84,000m 7.5m																									
(港名)	阿蘇くまもと空港	90,000m																									
電力条件	<p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 90%;"></td> <td style="width: 10%;">V</td> </tr> </table> <p>(2) 変電所等への距離</p> <p style="text-align: center;">(変電所名)</p> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 変電所名</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 10%;">(KVA)</td> </tr> <tr> <td>2 引込可能高圧線</td> <td></td> <td>m (KVA)</td> </tr> </table>		V	1 変電所名		(KVA)	2 引込可能高圧線		m (KVA)																		
	V																										
1 変電所名		(KVA)																									
2 引込可能高圧線		m (KVA)																									
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 最寄人口 5 万都市</td> <td style="width: 30%;">(都市名)</td> <td style="width: 20%;">宇城市</td> <td style="width: 20%;">65.0 km</td> </tr> <tr> <td>(2) 最寄人口 20 万都市</td> <td>(都市名)</td> <td>熊本市</td> <td>86.0 km</td> </tr> </table>	(1) 最寄人口 5 万都市	(都市名)	宇城市	65.0 km	(2) 最寄人口 20 万都市	(都市名)	熊本市	86.0 km																		
(1) 最寄人口 5 万都市	(都市名)	宇城市	65.0 km																								
(2) 最寄人口 20 万都市	(都市名)	熊本市	86.0 km																								
人口地域指定	<p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%;">3,939 人</td> </tr> </table> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%;">71,750 人</td> </tr> </table> <p>(通勤圏に入る市町村数 7: 人吉市、あさぎり町、錦町、多良木町、山江村、球磨村、五木村) ※令和 7 年 4 月 1 日現在</p>		3,939 人		71,750 人																						
	3,939 人																										
	71,750 人																										
その他	特記事項なし																										

別図－1－① 産業導入地区位置図



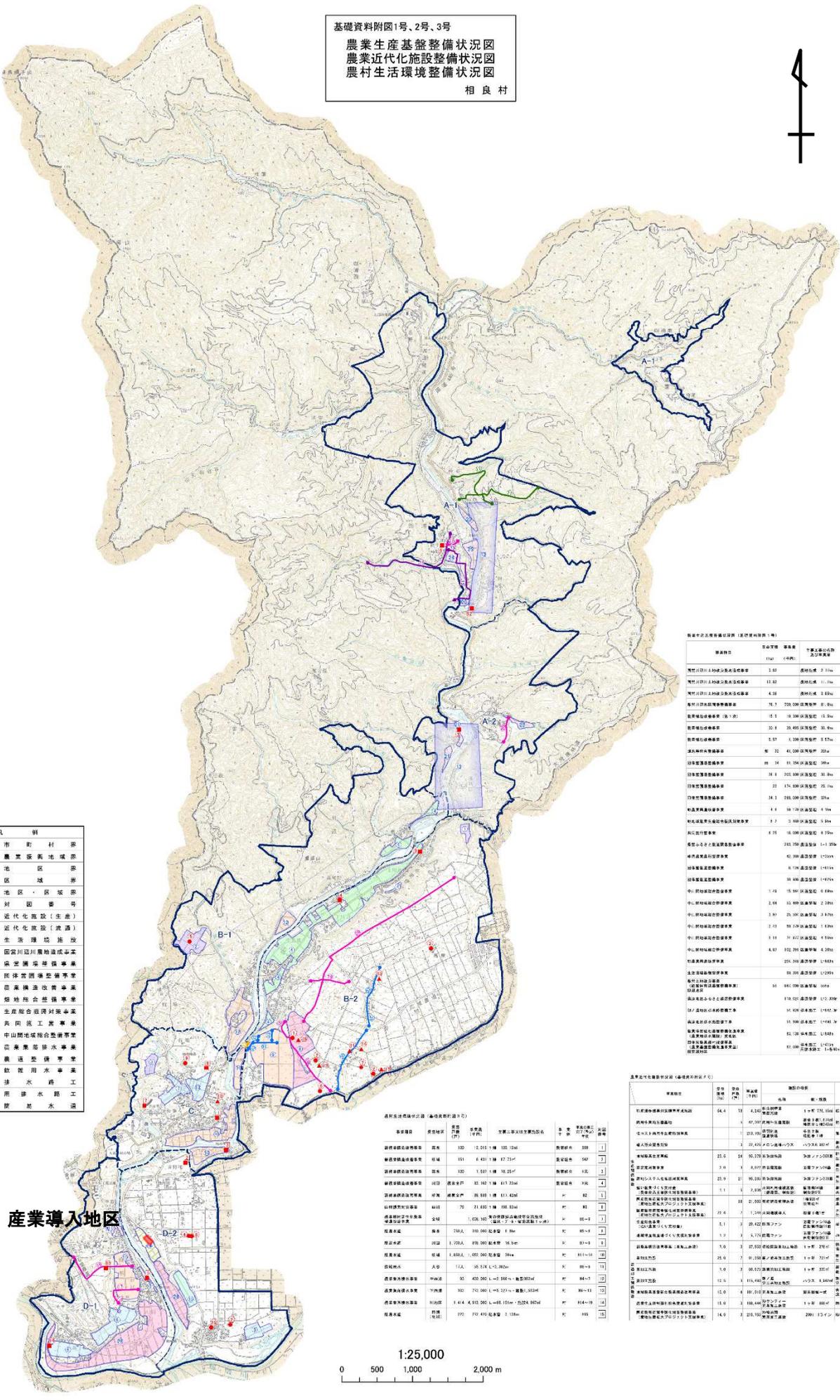
別図-1-② 集成図写 (柳瀬地区)





別図-3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図

基礎資料附図1号、2号、3号  
 農業生産基盤整備状況図  
 農業近代化施設整備状況図  
 農村生活環境整備状況図  
 相良村



- 凡 例
- 市町村界
  - 農業集約地域界
  - 地区界
  - 区域界
  - A-1 地区・区域界
  - 対面壁等
  - 近代化施設(生産)
  - 近代化施設(流通)
  - 生産環境施設
  - 国営川辺緑地造成事業
  - 農業集約推進事業
  - 農業構造改善事業
  - 畑地総合整備事業
  - 生産総合環境対策事業
  - 共同農工事業
  - 中山間地域総合整備事業
  - 農業排水事業
  - 農業道整備事業
  - 飲用水事業
  - 排水水路工
  - 用水水路工
  - 農業水道

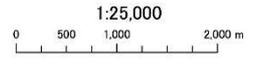
産業導入地区

農産物産出状況(栽培面積別) (単位:千ヘクタール)

品名	栽培面積	生産量	生産額	生産額(1ヘクタール)
米	102	11,015.1	102,126	918
小麦	191	6,431.1	47,734	249
大豆	102	1,031.1	10,254	100
雑穀	102	1,031.1	10,254	100
野菜	102	1,031.1	10,254	100
果物	102	1,031.1	10,254	100
畜産	102	1,031.1	10,254	100
養蚕	102	1,031.1	10,254	100
水産	102	1,031.1	10,254	100
その他	102	1,031.1	10,254	100

農業近代化施設整備状況(単位:千円)

施設種別	事業年度	事業費	事業費(1ヘクタール)	事業率	事業率(1ヘクタール)
農業近代化施設整備事業	1980	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1981	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1982	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1983	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1984	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1985	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1986	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1987	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1988	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1989	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1990	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1991	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1992	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1993	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1994	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1995	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1996	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1997	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1998	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	1999	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2000	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2001	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2002	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2003	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2004	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2005	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2006	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2007	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2008	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2009	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2010	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2011	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2012	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2013	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2014	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2015	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2016	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2017	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2018	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2019	1,000	100	100%	100%
農業近代化施設整備事業	2020	1,000	100	100%	100%



別図－４ 主な既存企業の位置図

